

介護現場での刑事罰

長野県安曇野市の特別養護老人ホーム「あずみの里」で、2013年12月に女性入居者（当時85歳）が、おやつ用のドーナツを食べた後、意識消失し、1か月後に搬送先の病院で死亡しました。この件について、施設と遺族では示談が成立していましたが、検察は業務上過失致死罪を問い、当時介護にあっていた准看護師を起訴しました。2019年3月25日、松本地裁は求刑どおり罰金20万円の有罪判決を言い渡しました。裁判では、女性入居者の死亡原因について、ドーナツによる窒息なのか、脳梗塞、心疾患等であったのかも争点になっており、弁護側は、判決を不服として即日控訴しています。

事故の未然防止、再発防止にむけて

施設では、重大な事故が起こった場合、自治体への通報義務があるのはもちろん、「ひやり・はっと報告」や「事故報告」などを活用し、施設内での「できごと」を職員間で共有するとともに、事故の予防、再発防止に向けて、業務マニュアルの改善や、ご家族と相談しながらケアプランの見直しを行うなど、日常的に努力しています。今回の裁判では、こうした再発防止にむけた職員の話し合いの議事録なども「証拠」として使用されました。こうした再発防止策は、事故という経験があったからこそ、振り返りがなされた防止策であり、当時、そうしておればという根拠に活用できるものではありません。

人権を守ることと人命を守ることの両立

施設は、認知症や障がいを抱えるなど、生活上のリスクを抱えた方が暮らしておられ、「看取り」を行うことも少なくありません。その中で介護は常に生死に関わります。事故を防ぐには、リスクを排除することが必要ですが、その事が入居者の生活の自由、選択肢を狭めることにつながらないよう、人権上の配慮も同時に求められます。施設内での生活は、一人ひとりの生活の延長線上にあり、ご家族と共に、丁寧につくりあげていくものです。施設での生活は、こうした生活上のリスクがありながらも、本人とご家族の願いに寄り添い、模索し、「バランス」をつけながらの支援で成り立っています。

刑法上の罪を

介護者個人に向けたことについて

施設での生活は、一人ひとりの職員がそれぞれの役割を果たしながらチームで支援を行います。また、それは個々の専門職だけでなく、環境整備や人員配置など、施設として総合的に責任を果たすものです。したがって、介護者個人として、虐待が疑われるような悪意、あるいは悪質なケースでなければ、事故に対しては施設としてご家族と向き合うことが通常であり、今回のように個人を対象に検察が犯罪として取り扱うことは異例です。この訴訟は、社会的に与える影響は極めて大きいものと言わざるを得ません。それは、先に述べた施設内の利用者支援について、リ

スクを排除する方向に傾くことを意味します。

改めて事故を防ぐために

今回の「あずみの里」で起こった事故は、9つのテーブルに分かれた17名の高齢者に対し、2人の職員がおやつを提供しているときに起こりました。内、食事の全面介助が必要な方は2名でした。当時、女性入居者には嚥下障害の疑いは無かったものの、体調不良により嘔吐が懸念され、食形態の見直しがある中、ドーナツが提供されたことが、刑法に問われた事案です。

介護の仕事は、どんな場面でも命と隣り合わせの仕事です。しかし、現在、介護の仕事は無資格でもできる仕事として国が認めています。さらに、国は、介護を「単純労働」の分類に置き、日常会話がかかるうじて可能なレベルの外国人にもその門戸を開けました。

すべての施設を利用する高齢者が、安心、安全に暮らし、事故を未然に防ぐために、命を預かる介護の仕事について、質を担保する国家的な舵取りが今こそ必要ではないでしょうか。そのためには、専門性の高い職員を確保するために、介護従事者の社会的身分を抜本的に改善する介護報酬の底上げを行うこと。どの時間帯にも、十分な見守り支援ができる職員体制の実現のために、職員配置基準の充実を行うことを強く求めるものです。